

独立行政法人改革等に関する基本的な方針〔抜粋〕

(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)

(別紙) 各法人等について講ずべき措置

【国立公文書館】

- 公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）附則で定める法施行後 5 年を目途とする見直しの中で、法の施行状況や立法府、司法府との関係等も踏まえつつ、組織の在り方について幅広く検討を行う。
- 立法府、司法府からの文書移管が拡大する場合には、文書管理の事務量に応じた負担の均衡を踏まえた体制の整備を検討する。
- 組織の見直しを踏まえた新たな組織への移行が確定するまでの間は、従来の法人形態を維持し、単年度管理型の法人とする。